

1. 概要

- ・使用料等については、**利用する者と利用しない者との立場を考慮した「市民負担の公平性」を図る**ため、物価や所要経費の変動等を勘案しつつ、「適正な受益者負担」を求めることが必要。
- ・おおむね3～5年の間隔で、全庁的な見直しを実施。**(前回から3年目)**
- ・直近3年間の経費の実績をもとに積算する**「実績反映型」**を採用。
- ・第2期草津市行政経営改革プラン(R7～R10年度)にもとづき、**R7年度に全庁見直し、R8年度から使用料等を改定。**

2. 前回(R4年度)の見直し状況

- ・行政の一貫性の観点から、基本的に**前回(H29)の見直しの考え方を踏襲**した。

見直し検討対象	130件
引き上げたもの	6件
引き下げたもの	6件
据え置き	109件
その他	9件

主に考慮した事項

- ・新型コロナウイルス感染症の拡大
- ・消費税率の引き上げ(R1年10月)
- ・会計年度任用職員制度への移行(R2年度)

3. 今年度の見直しについて

- ・今年度の見直しについても**過去の考え方を踏襲**するが、次の事項に留意するものとする。

①物価および賃金上昇による影響について

原則、**現行料金の1.5倍までの改定を上限とする激変緩和措置**を設けている。

②所要経費の積算方法について

所要経費は、原則、前回の見直し時の積算方法によるものとするが、**「適正な受益者負担」を実現するために、利用時間区分を細分化するなど積算方法を見直すことも可能**とする。ただし、その際は比較が可能となるよう、見直し前の積算方法でも使用料等を算出すること。

4. 基本の考え方

- ・施設維持管理やサービスの所要経費(R4～R6実績)を積算し、利用や受益にかかる経費を回収可能な使用料等を設定することを原則とする。
 - ・料金の設定にあたっては、そのサービスが
 - ① 日常生活上ほとんどの人に必要とされるものか
 - ② より快適性を求めるなど個人によって必要性が異なるものか
 - ③ 民間でも供給可能であり、競合するものか
 - ④ 代替施設がなく、行政が中心となって提供しているものか
- 等に着目し、次の区分に整理のうえ、必要に応じて各施設の利用形態や、近隣市・類似施設とのバランスを考慮する。

区分	使用料等設定の考え方
A	すべての経費を受益者が負担 【例】 広告掲載料、駐輪場使用料、軽自標識弁償金 施設維持管理やサービスにかかる所要経費を積算し、利用状況や類似の民間サービスへの影響も考慮のうえ、所要経費を回収可能な料金とする。
B	1件(人)当たりの経費を受益者が負担 【例】 会議室使用料、諸証明発行手数料 施設やサービスにかかる所要経費のうち、利用や受益にかかる時間等に直接必要な経費を料金として設定し回収する。
C	経費を公費と利用者で負担 【例】 社会体育施設・ホール使用料 原則、施設やサービスにかかる所要経費を積算するが、代替性が少ないことから、公益性や国・県基準等を考慮した料金とする。

見直し対象外

- ・指定管理者制度(利用料金制)の更新時期に見直すもの
- ・審議会や経営計画等により別途決定するもの

令和7年度使用料・手数料等の見直しについて

5. 主なスケジュール(予定)

- 5月

各課照会
- 6月～

各課ヒアリング・審査
- 9月

各課へ審査結果通知
- 10月

条例改正の議案提出(11月議会)
- 11月

各見直し内容については、全員協議会にて各部長から説明を予定
- 12月

議会での審議(11月議会)
- 1月～

周知開始
- 4月～

新料金の施行

	令和7年度												令和8年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
経営戦略課	方針検討	全庁照会	ヒアリング・審査		総務部協議 理事者報告	各課 結果通知				周知期間				
各課		調書・資料作成	ヒアリング対応			条例案作成	議案 提出		条例 公布	周知期間			新使用料施行	
							規則・要綱案作成		規則・要綱 公布・告示					
本部会議	4/24本部会議 (方針報告)						10/15本部会議 (見直し結果報告)							
委員会 (外部)				委員会 (進捗報告)								委員会 (結果報告)		
議会	報告・ ポスティング							11/12全員協議会 説明	審査 11月議会					

本部会議:市行政経営改革推進本部会議 委員会:市行政経営改革推進委員会